

第6章 計画の推進にあたって

1 こども・若者の意見の聴取・反映に努めます。

こども基本法では、すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体が、こども施策を策定、実施及び評価するに当たっては、こども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務づけられています。

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関する意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

(4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(5)～(6) (略)

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こども・若者は、単に「将来を担う」という存在だけではなく、「いまを生きる市民」であり、また支援の対象としてだけでなく、「ともに社会をつくるパートナー」としても捉えるべきであり、計画の推進に当たっても、その意見を聴き、政策に反映させる取組が求められます。

そこで、各施策・事業の内容等に応じて、各施策・事業の企画・計画、実施、評価の各段階において、こども家庭庁が作成した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～」等も参考に、次のような方法によりその意見の聴取及び反映に努めます。

方法例

- ・SNSやインターネットを活用した、こども・若者対象のアンケートの実施
- ・こども・若者を対象にしたモニター制度で、意見の募集等
- ・こども向けWEBサイトの開設(施策・事業のPR、情報提供)
- ・情報提供や意見募集の際には、年齢別やふりがな、やさしい表現の多用、専門用語などのわかりやすい解説などに配慮
- ・パブリックコメントでは、周知・意見提出方法などの工夫により、こども・若者が参加しやすい方法の実施
- ・案件に応じたワークショップの開催
- ・イベントの実施や「こども・若者」向け出前講座の開催(施策・事業のPR、情報提供、意見の直接対面聴取)
- ・事業の事務局、実行委員会、運営役等へのこども・若者の参加
- ・審議会・懇談会等の委員等へのこども・若者の登用、参画の促進
- ・こども・若者を構成員とする常設の会議体の設置(こども・若者会議等)など

2 情報発信の強化、ICT化を進め市民の利便性の向上を図ります。

将来は、こどもを産みたい、育てたいと思っている人のため、子育てに悩んでいる人のため、もっと楽しく子育てしたいと考えている人のため、そして、何よりもこどもの未来のため、本市では第4章で紹介したように多くの取組を計画しています。

しかしながら、ニーズ調査でも「相談先をどれも知らなかった」「施設を知らなかった」といったご意見があり、支援を必要としている人に必要な情報が十分に届いていないという課題も見えてきました。

「情報発信」は、必要な人に届いてこそ、初めて生きた情報発信となるものです。

そこで、各事業の効果的な推進を図るために、ICTの活用により、必要な情報の入手、事業へのアクセスを容易にし、市民の利便性の向上を図ることが重要となってきます。

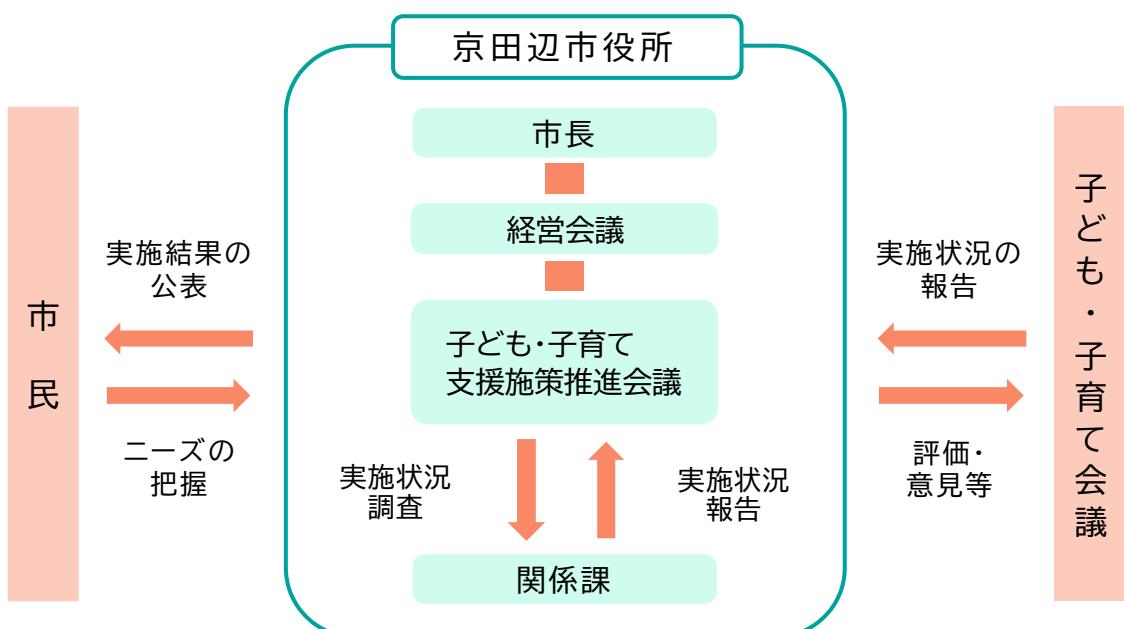
そのため、オンライン化による手続の簡素化や、こども・若者も相談しやすいSNS等を活用した相談体制の整備、支援が必要な人にわかりやすく情報が届くようにSNS等を活用したプッシュ型広報・周知などの取組を積極的に進めます。

3 事業の評価、改善を進め、事業効果の最大化を目指します。

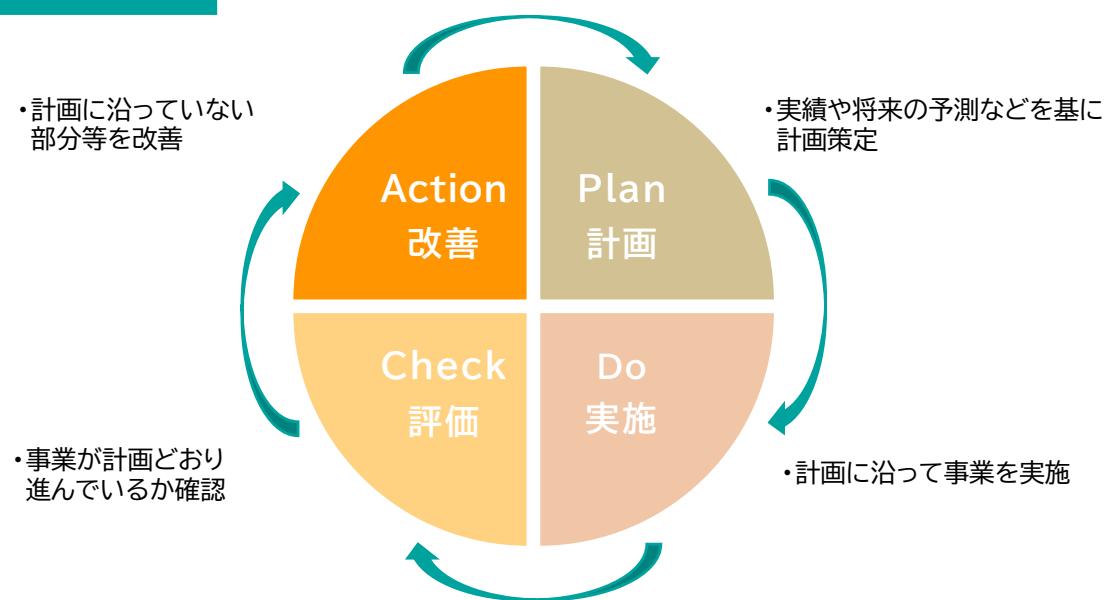
計画を着実に推進するため、PDCAサイクルにより、庁内関係各課を中心に進行状況について把握するとともに、「京田辺市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、結果を公表するとともに、評価を施策の改善に反映し、事業効果の最大化を目指していきます。

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを考慮しながら、翌年度以降の事業展開に生かしていきます。

計画推進のための体制



PDCAサイクル



4 市民・大学・企業・関係機関との連携を進めます。

本計画は、福祉だけではなく、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、計画を効果的に推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、本市と各種団体、地域住民との連携を図ります。

本市は子育てに対するニーズの多様化に対応していくため、保育士・幼稚園教諭、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を生かした子育て支援の充実を図ります。

5 国・京都府の事業などと効果的な連携を図ります。

計画に掲げる取組については、本市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や京都府、近隣自治体との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

特に、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、京都府との連携は重要であり、京都府こども計画の事業との連携・協力を図ります。